

令和6年3月25日

報道各社 様

静岡市教育委員会

### 静岡市職員の懲戒処分等の公表について

静岡市教育委員会は、令和6年3月25日(月)、次の2件について、懲戒処分を行いました。

#### 1 教職員の処分と措置について

##### 【懲戒処分の概要】

- (1) 所属の種別： 中学校
- (2) 職 名： 教諭
- (3) 性 別： 男性
- (4) 事 由： 児童生徒性暴力等

被処分者は、令和5年度中に、校内で、同一の生徒を抱きしめる行為を行う等、不必要かつ不適切な身体接触を何度も行った。

本行為は、全体の奉仕者としてふさわしくない行為であるため、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき処分する。

- (5) 内 容： 免職
- (6) 年 月 日： 令和6年3月25日

##### 【監督者への措置の概要】

- (1) 職 名： 校長
- (2) 事 由： 指導監督不適正

本案件は、校内で起こっている点から、教職員の管理が十分と言えない。また、当該教諭の児童生徒性暴力等への認識の甘さを改善する指導を行えなかったことは、管理監督を怠ったと判断せざるを得ない。

- (3) 内 容： 文書訓告
- (4) 年 月 日： 令和6年3月25日

#### 2 会計年度任用職員（特別支援教育支援員）の処分と教職員の措置について

##### 【懲戒処分の概要】

- (1) 所属の種別： 中学校
- (2) 職 名： 会計年度任用職員（特別支援教育支援員）
- (3) 性 別： 女性
- (4) 事 由： 児童生徒性暴力等

被処分者は、本年2月～3月にかけて、勤務時間外に校外で勤務校の生徒と自車の中で複数回にわたり、わいせつな行為を行った。

本行為は、全体の奉仕者としてふさわしくない行為であるため、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき処分する。

- (5) 内 容： 免職  
(6) 年 月 日： 令和6年3月25日

**【監督者への措置の概要】**

- (1) 職 名： 校長  
(2) 事 由： 指導監督不適正

本案件は、勤務時間外、校外での事案であるが、事案の重大性から一定程度の管理監督責任は生じると判断せざるを得ない。

- (3) 内 容： 文書訓告  
(4) 年 月 日： 令和6年3月25日

**【教育長コメント】**

今回の不祥事は、教育に関わる公務員として許し難い行為であるとともに、市民の皆様の学校教育に対する信頼を大きく失墜させてしまい、大変遺憾であります。よって、市教育委員会としましては、このことを大変重く受け止め、厳正な処分を行いました。今後は、不祥事根絶に向け、改めて、教職員全体の一層の綱紀の粛正と倫理観・使命感の高揚を図り、信頼回復に努めてまいります。

令和6年3月25日

静岡市教育長 赤堀 文宣

**1 教職員の処分について**

連絡先 教 職 員 課  
電 話 0 5 4 - 3 5 4 - 2 5 3 0

**2 会計年度任用職員の処分について**

連絡先 学 校 教 育 課  
電 話 0 5 4 - 3 5 4 - 2 5 2 1